

1 酒税改革

(1) 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の
免税制度の創設 (措法87の6)

地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、「酒蔵ツーリズム」の魅力を高め、外国人旅行者の増加と旅行消費の拡大を目指すための制度が導入されます。

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、外国人旅行者などの非居住者に対し、自ら製造等をした一定の酒類で輸出するために一定の方法により購入されるものを販売するため、その輸出酒類販売場である酒類の製造場から移出する場合には、その移出に係る酒税が免除されます。

輸出酒類販売場…消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場であることその他の要件に該当する販売場として、その酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場をいいます。

適用
期日

上記の改正は、平成29年10月1日以後に輸出酒類販売場から移出する酒類について適用されます。輸出酒類販売場の許可については、平成29年4月1日から申請を受け付けることとされています。(平29改所法等92)

(2) 税率構造及び酒類の定義の見直し

(酒税法3、23、平29改所法等附1八、九、33他)

類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や「醸造酒類」の税率格差の解消、「ビール」の定義拡大など、酒税改革が行われます。

次のとおり、10年をかけ、3段階に分けて、税率構造の見直しが図られ、またビールなど酒類の定義の見直しが図られることとなりました。

(1kℓ当たり)

	改正前	改正後		
		第一段階 (平32.10.1～)	第二段階 (平35.10.1～)	第三段階 (平38.10.1～)
発泡性酒類（ビール等）	220,000円	200,000円	181,000円	155,000円
発泡酒（アルコール分）	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(—)
〔麦芽比率25%以上 50%未満〕	178,125円	167,125円	155,000円	—
(麦芽比率25%未満)	134,250円	134,250円	134,250円	—
(いわゆる「新ジャンル」)	—	—	134,250円	—
その他の発泡性酒類 (アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(11度未満)
(いわゆる「新ジャンル」)	80,000円	108,000円	—	—
〔ホップ及び一定の 苦味料を原料とし ない酒類〕	80,000円	80,000円	80,000円	100,000円
醸造酒類	140,000円	120,000円	100,000円	100,000円
清酒	120,000円	110,000円	—	—
果実酒	80,000円	90,000円	—	—
混成酒類（アルコール分20度）	220,000円	200,000円	200,000円	200,000円
〔アルコール分1度当たりの加算額〕	[11,000円]	[10,000円]	[10,000円]	[10,000円]

(注) 上記の「いわゆる「新ジャンル」」とは、「ホップを原料の一部とした酒類で一定のもの」をいい、平成35年10月1日から発泡酒の品目に分類されます。

2 仮想通貨に係る課税関係の見直し

(消費税法施行令9、48)

従来、決済手段として用いられる小切手等の譲渡は、消費税の非課税取引とされ、仮想通貨の譲渡は、消費税の課税取引とされてきました。今回、諸外国における課税関係等を踏まえ、決済手段に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられ、仮想通貨の譲渡が非課税とされました。

資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税が非課税とされました。

適用期日

上記の改正は、平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

(経過措置) 上記の改正前に譲り受けた仮想通貨について、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の仕入れ区分は、「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れに該当するものとされます。

事業者が、平成29年6月30日に100万円(税抜き)以上の仮想通貨(国内において譲り受けたものに限ります。)を保有する場合において、同日の仮想通貨の保有数量が平成29年6月1日から平成29年6月30日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加したときは、その増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされます。

(消費税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第109号)附則1、8、9)

3 車体課税の見直し

(措法90の12、地法附12の2、12の2の2、12の2の4、12の3、30)

環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税は、自動車取得税や自動車重量税についての優遇措置です。これらについて所要の見直しが行われました。

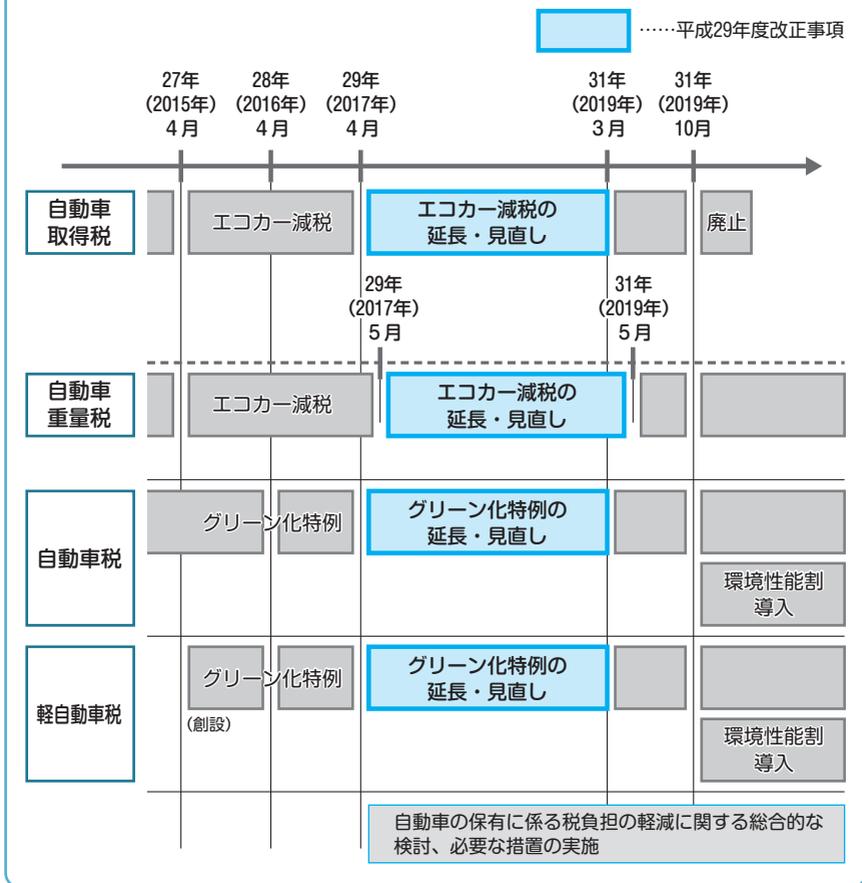
エコカー減税について、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長することとされました。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げることとされました。なお、自動車重量税については、ガソリン車への配慮等の観点から、時限的・特例的な措置が講じられました。

平成28年度末で期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽

課)については、重点化を行った上で2年間延長されました。また、環境性能割導入以後のグリーン化特例(軽課)については、平成26年度及び平成28年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討が行われ、平成31年度税制改正において具体的な結論を得ることとされました。

◆ 車体課税の見直しについて

- **エコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)、グリーン化特例(自動車税・軽自動車税)について、燃費の向上に応じた対象の重点化を図った上で、2年間の延長。**
- **平成31年度税制改正までに、自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討、必要な措置の実施。**



(経済産業省資料を基に作成)

4 災害関連税制の常設化

災害が発生した際の被災者や事業者への対応については、国税通則法、災害減免法や各税法において、申告、納付期限の延長や、税の減免などが措置されています。また、地方税については、地方公共団体による条例減免も行われています。その上で、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際には、特別立法等により、追加的な税制上の対応が行われてきました。

このように、きめ細やかに対応するとの考え方の下、被害の状況や規模などを踏まえ、これまで災害ごとに税制上の対応が検討されてきました。しかしながら、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の対応の規定が常設化されました。

◆ 災害に関する税制上の対応について

全ての災害に適用

- 住宅ローン減税の適用の特例
- 財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例
- 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- 仮決算の中間申告による所得税額の還付
- 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- 山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和
- 法人税・消費税の中間申告書の提出不要
- 被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化

災害を指定して適用

① 被災者の生活再建に資する措置

➔ 「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用

※ 被災者生活再建支援法は、私有財産の損害を受けた被災者の生活の再建のために、国・地方公共団体が被災者を救済する枠組み。

- 住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例
- 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税

- 被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
- 建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

② 事業者の再建等に資する措置

➔ 「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用

※ 特定非常災害特別措置法は、地域全体の日常業務や業務環境の破壊等、著しく異常かつ激甚な非常災害があった場合に、被災者や被災法人の権利利益の保全等を図る枠組み。

- 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
- 被災代替資産等の特別償却
- 指定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
- 消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

③ 他法令の仕組みを前提としている措置

- 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例（被災市街地復興特別措置法）
- 事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件等の緩和
(中小企業信用保険法) ※ただし一部の要件のみ
- 公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税（激甚災害法）

(財務省資料を基に作成)

5 国税犯則調査手続等の見直し

(国税通則法131～160)

経済社会のICT化等の進展に伴い、脱税事件を取巻く環境も急速に変化しています。他方、国税犯則取締法については、昭和23年の改正以降、ほぼ、そのままの姿で今日に至っており、環境変化に対応した証拠収集が困難になっているとの指摘がされていました。そこで国税犯則調査手続について次の見直しが行われました。

(※) ICT…Information and Communication Technologyの略で情報と通信に関する技術を総称したものです。

<p>(1) 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備 ② 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの整備 ③ 記録命令付差押えの整備 ④ 差押え等を受ける者への協力要請の整備 ⑤ 通信履歴の電磁的記録の保全要請の整備
<p>(2) 関税法に定める犯則調査手続等を踏まえた国税犯則調査手続の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺留物の検査・領置の整備 ② 郵便物等の差押えの整備 ③ 臨検等の夜間執行の整備 ④ 領置・差押物件を還付できない場合の手続の整備 ⑤ 管轄区域外における職務執行の整備 ⑥ その他国税犯則調査における具体的な手続の整備 <ul style="list-style-type: none"> イ 許可状請求の手続 ロ 許可状の記載事項 ハ 許可状の提示 ニ 身分証明書の提示 ホ 臨検等における立会い ヘ 領置・差押目録の謄本交付等 ト 鑑定、通訳又は翻訳の囑託 チ 質問に係る調書の作成手続 リ 調査のための出頭要請 ヌ 執行を中止する場合の処分 ⑦ 間接国税に係る犯則調査手続の整備 <ul style="list-style-type: none"> イ 通告処分の対象範囲の見直し ロ 告発が訴訟条件であることの明確化 ハ 瑕疵ある通告処分に対する更正手続の整備 ニ 通告処分による公訴時効の整備 ホ 犯則事件に係る検査拒否に対する罰則の廃止
<p>(3) 法律の現代語化等の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 法律の現代語化等の整備（国税犯則取締法は国税通則法に編入） ② 租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続に関する規定の整備

適用期日

上記(1)から(3)までの改正は、平成30年4月1日から施行することとされ、上記(2)⑦の改正は、同日以後にした違反行為について適用されます。 (平29改所法等附1五、40③)

6 その他

(1) 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直し

(地法703の5、地令56の89)

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとされました。

	改正前	改正後
① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額	26.5万円	27万円
② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額	48万円	49万円

(2) 上場株式等の配当等に関する課税方式選択 (地法32、313、地法附33の2)

上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除きます。)については、総合課税、申告不要及び申告分離課税の3種類の課税方式の中から選択することができます。この点に関して、所得税と住民税において、異なる課税方式を選択できることが法令で明確化されました。

留意点

総合課税を選択した場合は配当控除を適用することができますが、配当所得が総所得金額に含まれることとなりますから、国民健康保険料の算定等に影響します。

監修

税理士 杉田宗久

執筆

税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵

企画・制作

清文社